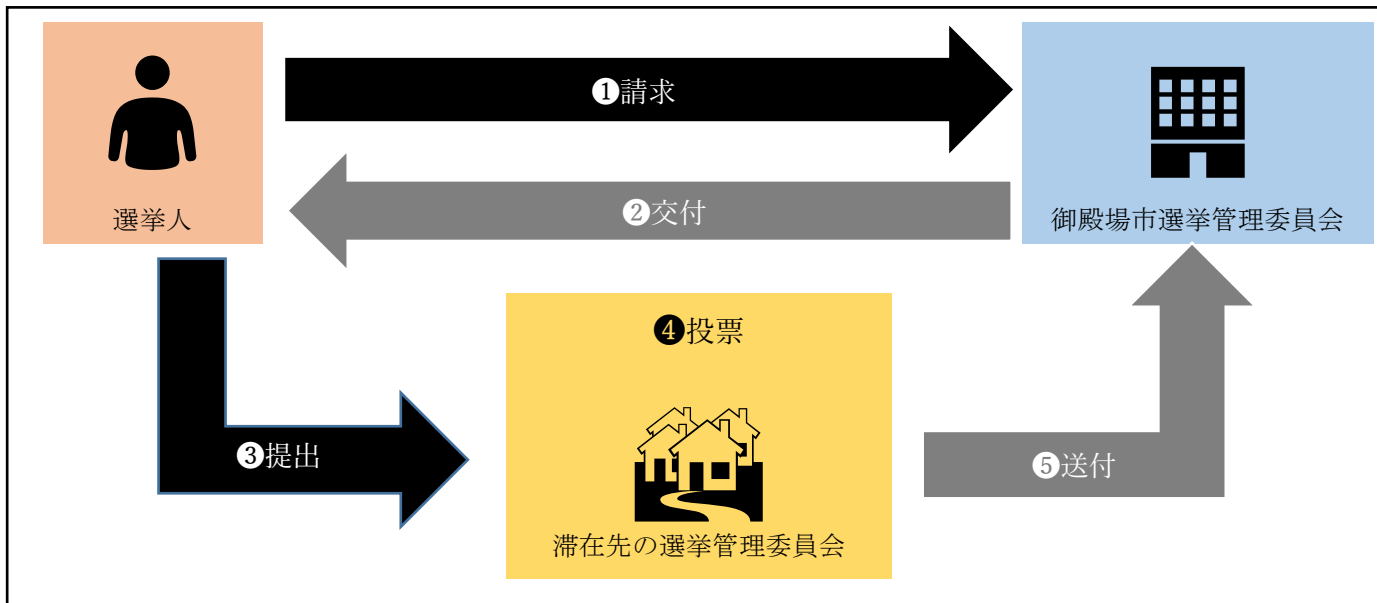


不在者投票について

御殿場市の選挙人名簿に登録があり、選挙期間中に遠隔地に滞在している等の理由により、選挙当日の投票や期日前投票ができない場合、次の手順で不在者投票をすることができます。



①「不在者投票宣誓書兼請求書」を選挙管理委員会に請求する。

※ 不在者投票宣誓書兼請求書（別紙）は、御殿場市や滞在地の選挙管理委員会の窓口で直接お受け取りいただくか、ホームページから印刷することができます。また、国の運営するオンラインサービスであるマイナポータルを利用した電子申請（<https://my.na.go.jp>）による請求ができるようになりました。

※ご記入いただいた請求書は、直接お持ちいただくか、郵送で選挙管理委員会へご提出ください。

※本人の自署した原本の提出が必要なため、FAXやEメールでの提出はできません。



御殿場市HP

②【選挙管理委員会に対応】請求内容を確認し、滞在地住所へ投票用紙等を交付する。

③滞在地の不在者投票所(市役所等)に行き、選挙管理委員会へ届いた投票用紙等を提出する。

※投票用紙が封入されているビニール袋の封は、絶対に開封しないでください。

④滞在地の不在者投票所(市役所等)で選挙管理委員会に従い投票する。

※投票は滞在地の選挙管理委員会の案内に従って行ってください。

※投票日当日は、不在者投票はできません。

⑤【選挙管理委員会に対応】滞在地の選挙管理委員会から御殿場市選挙管理委員会へ投票を送付

※選挙期日までに届いた票のみ、有効なものとして受理されます。

注意事項

・郵送でのやり取りになりますので、投票用紙の交付請求や、不在者投票所へのお出掛けは、お早目にお済ませください。

・選挙の執行のない市区町村では、土・日曜日、祝日に不在者投票の受付は行いませんので、選挙期日2日前の金曜日までに滞在先の不在者投票所で投票をお願いします。

不在者投票請求書を10分程度添付する。